## 平成19年11月27日(火曜日)

#### 議事日程第1号

平成19年11月27日(火曜日)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第101号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例制定について
- 第 5 議案第102号 八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条 例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第103号 八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条 例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第104号 八峰町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第105号 工事請負変更契約の締結について

# 出席議員(16人)

1番 松 岡 清 悦 2番 大 山 義 昭 3番 石 塚 正 一 佐 4番 今 井 一政 5番 藤 克 實 6番 丸 山 あつ子 7番 門 地 薫 脇 直 樹 8番 菊 9番 福 司 憲友 10番 一彦 11番 柴 田 正 高 達美 鈴 木 12番 芦 崎 13番 木 藤 實 14番 見 上 政 子 15番 須 藤 正人 16番 阿 部 栄 悦

#### 説明のため出席した者

町 長 加藤 夫 副 町 長 佐々木 正 憲 和 教 育 千 葉 良一 総務課長 嶋 津 官 美 長 会 計 課 長 谷 茂 企画財政課長 須 藤 徳 雄 金

管財課長 税務課長 木 村 学 佐々木 充 産業振興課長 武 武 峰浜町民サービス課長 皆 川 鉄 批  $\blacksquare$ 福祉課長 小 林 孝 一 保健衛生課長 齊 藤 英市郎 農業振興課長 昭 一 建設課長 米 森 辻 正英 上下水道課長 高宮 建一 農業委員会事務局長 松森 尚 文 生涯学習課長 学校給食センター所長 福 一 和明 加賀谷 敏 峰浜公民館長 亚 嘉孝 子ども園園長 小 林 慶 金 範

### 議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡 田 辰 雄 書 記 齊 藤 なつ子

午前10時00分 開 会

議長(阿部栄悦君) おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。

定足数に達しておりますので、これより平成19年第6回八峰町議会 臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、

 10番 鈴 木 一 彦 君

 11番 柴 田 正 高 君

 12番 芦 崎 達 美 君

の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○ 「異議なし」の声あり。

議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、

朗読は省略させていただきます。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と合わせて報告願います。

議長(阿部栄悦君) 加藤町長。

町長(加藤和夫君) 皆さんおはようございます。

本日平成19年第6回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、 議員の皆様にはご多忙ところ、ご出席をいただき誠にありがとうご ざいます。

さて、11月に入って2回目の臨時会の開催となり、大変恐縮でありましたが、12月支給の期末手当の基準日の関係から、本日の開催となりましたのでよろしくお願い申し上げます。

既にご周知のとおり今年度の人事院勧告と合わせ県の人事委員会 からも給与勧告が出されました。

若年層の給料水準の引き上げなどでは同じ内容でしたが、期末・ 勤勉手当に係る部分でこれまでにない大きな違いが出されたことか ら、関係町村とも情報交換し、内部で検討して参りました。

相違する点は、国の勧告では勤勉手当を0.05ヵ月引き上げるというものであり、県の勧告は期末手当を年間0.1ヵ月引き下げるというものでした。

検討の結果、八峰町としては県内の地域経済をベースとした県の 人事委員会勧告にかんがみ、期末手当の引き下げという選択をした ところです。

職員をはじめ、私の特別職も、さらには議員の皆様方からもご協力をいただいて実施したいと考え、提案いたしましたのでよろしく申し上げます。

それでは、本日提案する議案について簡単にご説明申し上げます。 議案第101号「八峰町一般職員の職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例制定について」は、八峰町職員の給与に関するもの です。

1点目は子や親等の「扶養手当」の改正で、500円アップし、6,50

0円とします。

第2点目は「期末手当」を6月・12月それぞれを0.05ヵ月下げて、年間0.1ヵ月下げて2.9ヶ月とするものです。

第3点目は若年層の給料月額のアップで0.07%の改定率としました。

次に議案第102号「八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び 旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、私と副 町長に係るものですが、「期末手当」の支給率が一般職同様6月と1 2月それぞれを0.05ヵ月下げ、年間0.1ヵ月下げて3.25ヶ月とするも のです。

議案第103号「八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、教育長に関するもので、議案第102号と同じ内容となります。

議案第104号「八峰町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例制定について」は、議会議員の皆さんに 関するものですが、こちらも内容は三役と同様の改正となります。

議案第105号「工事請負変更契約の締結について」ですが、現在 工事中の「中央公園整備工事」に係る630万円余りの工事費の追加 に関するものです。

以上、本議会でご審議いただく議案は5議案であります。

詳細については、提案の際説明させますので、よろしくご審議の うえ、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部栄悦君) 日程第4、議案第101号、八峰町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

総務課長(嶋津宣美君)おはようございます。

議案第101号についてご説明いたします。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 制定についてであります。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

を別紙のとおり制定する。

平成19年11月27日

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。

県職員の給与に対する秋田県人事委員会の勧告に鑑み、町職員 の給料月額並びに扶養手当及び期末手当の額を改定する必要があ るため条例改正するものである。

次のページから条文ありますけれども、今回の全協でも説明のとおり、大きくは扶養手当、第6条関係の、別紙資料ありますけれども、扶養手当のうち、子及び父母等に関する扶養手当の額を、500円アップして6,500円にするというものです。この内容については、民間の支給状況と比較して少子化対策の指針にも考慮してということで、子ども等に係る支給月額を500円引き上げるという内容であります。

それから第15条関係でありますが、これも先般説明のとおり、 期末手当の関係であります。先ほど町長がはじめ言ったとおり6 月支給については、140/100が130/100に、0.05ヵ月下げるという ことです。

それから12月支給の期末手当についても160/100を155/100、0. 05ヵ月下げると。年間で期末手当は305/100、290/100、年間で0. 1ヵ月下げるという案でございます。

給料表の方はここに書いているとおり、若年層が国公の場合同じでしたけども、民間と比較して低いということで、改定率が0.07%の引き上げということで、1級から3級までの中間までですが、この分について引き上げになっています。

次のページをめくっていただきますと、附則の方にありますが、 施行期日、まず1番のこの条例は、12月1日から施行するというこ とでございます。

それから、経過措置としてですね、3のところにありますが、 すでに今年度、6月の期末手当については、すでに終わっていま すので、この分考慮して12月分でその10/100を引き下げるということで、これが150/100とする、こういう内容になっています。 来年からは、これが155/100と、こういうふうになるということで、今年度に限った経過措置でございます。

以上一般職の改定については以上のような状況でございますので、よろしくお願いいたします。

議長(阿部栄悦君) これより議案第101号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○はい議長。

議長 (阿部栄悦君) 14番見上政子さん。

14番(見上政子さん) 14番。全協での説明もありましたけれども、今年度から県と国の方の人事院勧告、どちらを選んでもいいということで、まあ県の方の人事院勧告の方を選んだということですが、これは全県的にこのような自治体が多いのかどうなのか、もしわかったらお願いします。

それと、全国的にも、こういうふうに値下げの方向で向っている自治体が非常に多いのかどうなのか、全国的なレベルの情報がありましたら教えてもらいたいと思います。

それから、労働組合の方ではどのような話し合いをして、どういう評価をしておられるのか、その辺のところにおいても、お願いします。

議長(阿部栄悦君) 総務課長。

総務課長(嶋津宣美君) 最初に質問ありました県内の状況から申し上げます。

県内25市町村の中でも、それぞれ事情がありましたので、国公の方に合わせて引き上げを検討している町村は、市で2つあります。それから、引き下げの県の勧告に基づくものがほとんどで、現在のままで進めるというところが2つです。したがって、県の人事院勧告に基づくものは、21市町村ということで、今回当町と同じ方法で21市町村が取り組むようであります。

それから全国の関係でありますけれども、全国の方もこれも分

かれまして、先般入いった情報ですと、秋田県と同じように期末 手当を引き下げた所は、それぞれ月数は違うんですが、青森県・ 秋田県・鳥取・島根と沖縄この5県については、期末手当を引き 下げるという対応しております。

それから、現状維持については北海道など3県ほどありました。 他は、国の方の人事院勧告に合わせて引き上げをしております。

最後に労働組合との話ですけども、先般労働組合の方から団体 交渉ありましたので、この状況についてご理解を求めたところで す。

議長(阿部栄悦君) ほかに質疑ありませんか。

○はい議長。

議長(阿部栄悦君) 14番見上政子さん。

14番(見上政子さん) 労働組合の評価ということで聞いたんですが、どのようなこと だったんでしょうか。話し合いをしたっていうことだけですけど も。

議長(阿部栄悦君) 佐々木副町長。

副町長(佐々木正憲君)お答えします。今総務課長の方から答弁あったように労働組合とですね、話し合いの結果でございますけれど、労働組合の方からは、やはり国の勧告並みの実施してもらいたいとまあこういう要望でありましたけれども、先ほど申し上げましたように、県内の地域の事情等々を勘案しながら、八峰町においても県の人勧どおり実施したいと、こういうことを申し述べたわけですが、まあ正直言って、完全に労働組合の方からは納得を得たとは思ってございませんけれども、一応結果としてはですね、やはり私ども当局の考え方を尊重してもらいたいと、こういうことを申し述べたわけでございます。

議長(阿部栄悦君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(阿部栄悦君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (阿部栄悦君) 14番見上政子さん。

14番(見上政子さん) 反対討論をいたします。

今現在、秋田県と沖縄県は全国で最下位の賃金になっています。 で、秋田県の場合はこれから冬に向っていろいろお金がかかる、 沖縄の方はそういう事情でありながらも非常にあったかいところで 冬がないという状態です。

それと今子育て最中の人は、教育費について非常にお金のかかる 時期ではないかと思います。こういう時代に合わせてやはり人事院 勧告どおりのアップをするべきではなかったかと思いますので、反 対いたします。

議長(阿部栄悦君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第101号を採決します。

この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立願います。起立多数。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部栄悦君) 日程第5、議案第102号八峰町特別職の職員で常勤のものの給与 及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と します。当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

総務課長(嶋津宣美君)議案第102号について説明いたします。

八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の 一部を改正する条例制定についてであります。

八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成19年11月27日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。

一般職の職員の給与改定に伴い、町長及び副町長の期末手当の額

を改定する必要があるため条例改正するものであります。

次のページをご覧下さい。あわせて別紙の資料もありますが、全体的には先の全協と同じ内容です。条例の改正の内容ですが、 第4条の期末手当に関する部分のみであります。

6月支給の期末手当については、160/100を155/100、0.05ヵ月引き下げということであります。

それから、12月支給の方の手当については、175/100を170/100、 別添の資料の方「0」ひとつ落ちていましたので、真ん中の枠の方 ですね、「0」ひとつ付けてください。あわせてこれも年間で、 10/100引き下げというものでございます。

それで、附則の方にありますけれども、これも特例措置といいますか、今年度についてはもう6月の分が終わってございますので、12月支給の方で調整すると、これを175/100のところを、10/100削って165/100ということでございますのでよろしくお願いします。

議長(阿部栄悦君) これより議案第102号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(阿部栄悦君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。これより討論を行 います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第102号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部栄悦君) 日程第6、議案第103号八峰町教育長の給与、勤務時間その他の 勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と します。当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

総務課長(嶋津宣美君)議案第103号について説明いたします。

八峰町教育長の給与それから勤務時間その他の勤務条件に関する 条例の一部を改正する条例制定であります

八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成19年11月27日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。

一般職の職員の給与改定に伴い、教育長の期末手当の額を改定する必要があるため条例改正するものであります。

次のページです。条例の改正要綱ですけれども、これも第4条の期末手当に関する部分の改正で、先ほどの議案第102号と同じであります。6月支給分を、160/100を155/100、それから12月支給分を175/100を170/100に、そして年間335/100をですね、325/100ということで、年間0.1ヵ月引き下げるというものであります。

附則のところにあるとおり、今年度については、6月分が終わったので、12月支給分で調整するということでございます。以上です。

議長(阿部栄悦君) これより議案第103号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(阿部栄悦君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。これより討論を 行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第103号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部栄悦君) 日程第7、議案第104号八峰町議会の議員の報酬及び費用弁償等

に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。 当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

総務課長(嶋津宣美君)議案第104号について説明いたします。

八峰町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例制定であります

八峰町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例を別紙のとおり制定する。

平成19年11月27日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由であります。

町議会議員の期末手当の額を改定する必要があるため条例改正するものであります。

次のページです。条文の説明ですけれども、これも第7条関係で すが、これも期末手当に関係する部分であります。

資料のとおり期末手当、これも同じく6月支給部分を現行は、 160/100であります。これを155/100に。

それから12月支給分、現行が175/100を170/100に。そして年間335/100を削って、325/100、0.1ヵ月引き下げるということでございます。

附則のところに入って、これも同じく12月支給分の期末手当で 調整して、12月の支給分は165/100と、こういうことでございます。

議長(阿部栄悦君) これより議案第104号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(阿部栄悦君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。これより討論を 行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第104号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部栄悦君) 日程第8、議案第105号工事請負変更契約の締結についてを議題 とします。当局の説明を求めます。辻建設課長。

建設課長(辻正英君) 議案説明の前に、前回の14日の臨時議会に欠席しましたことをお 詫び申し上げます。その際には災害査定がありまして、欠席させて いただきましたが、災害査定の採択率につきましては、96%という ことで、大変良い採択率になりましたことを報告しておきたいと思 います。

それでは議案第105号

工事請負変更契約の締結についてをご説明いたします。

平成19年8月20日に指名競争入札に付した中央公園整備工事について、請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事変更の概要については、配付してます資料に基づきその概要 を説明させていただきます。

皆様方のお手元の方にA3の平面図を配布していると思います。これで、赤の色になったところが変更箇所でありますのでよろしくお願いいたします。

それでは、敷地造成工でありますが、敷地造成工として切土法面整形2,506㎡、それから雨水排水設備工として既存側溝のグレーチング、及びアルミ製蓋、及び既存集水桝の改良、又園の広場整備工としてカラー舗装、園路につきましては、事前に試験練りした結果、その素材を密粒度アスコンから細粒度アスコンに、又路盤工374㎡、又施設整備工としてネットポスト基礎、案内板、及び展示パネルをハイブリット印刷に、それから修景施設整備工として、モニュメント周りの縁石を、発盛工業所で昔製作しておりました、からみ煉瓦を採用して、これに変更していくと、等で、それぞれ変更するもの

であります。

契約の目的でありますが、中央公園整備工事。

契約金額 変更前が97,650,000円であります。

変更後に6,626,550円増の104,276,550円であります。

契約の相手方 能代市河戸川字北西山48番地1

大森建設株式会社

代表取締役 大森三四郎

支出科目として平成19年度八峰町一般会計

8款 土木費

6項 公園費

1目 中央公園整備事業費であります。

提案理由としては、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5千万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためであります。以上よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長(阿部栄悦君) これより議案第105号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○はい議長。

議長(阿部栄悦君) 14番見上政子さん。

14番(見上政子さん) はい14番。先回の公園づくりのことで、議会に出されたことについて、1億円の範囲内ということで、1億円であっても維持費がかかるし、維持費をどこで行うかという点で、中浜の自治会が維持をするという、その維持の管理どれくらいかかるのか、それはどこから出るのかということで、一般財源からという説明を聞いたと思います。

又、1億円の中身それを全て使わなくとも、その維持管理費について残しておくことができる、こういうふうな中身であると理解 しています。

そこで、再度お聞きしたいのは、中浜自治会と維持管理についてその後どのような話し合いをなされたのか、そして又管理費に

ついてはだいだいどのくらいの予算を考えているのか、ということをお聞きしたいと思います。それとこの1億円を超えましたので、この財源、これはどのようにして捻出するのか、この点についてお願いします。

議長(阿部栄悦君) 答弁を求めます。辻建設課長。

建設課長(辻正英君) ただ今のご質問ですが、中浜自治会との協議につきましては、

先の8月24日の締結議案の際に、ご説明しております。その後におきまして中浜自治会の方でも、だんだん中央公園の姿が見えてきたわけで、その中においてやはり再度話し合いさせてほしいという申し入れもありましたので、一応まず完成する12月に、まず完成する予定ですので、その後に起きまして再度1月中に中浜自治会の方と話し合いしていくと、ただし自治会長さんの方には、これは町民みんなの公園でありますのでということで、町と中浜自治会との方の、共同という基本のもとにおいて話し合いをさせていただきたいと、共同作業していくということを基本にしていきたいということで、理解は得られております。

そのために、現段階で維持管理費の方に、どのくらいの金額がかかるのかどうかということは、まだ出しておりませんので、よろしくお願いします。

3番目の財源の方につきましては、企画財政課長の方から回答していただきたいと思いますので。

議長(阿部栄悦君) つづいて須藤企画財政課長。

企画財政課長(須藤徳雄君)1億円を越えたのでの財源についてという話でしたけれども、

当初予算で1億円を超えた形の予算としております。ですから今回の変更後の104,276,550円というのは、工事費の予算内ということでございまして、これは前から話しているとおり、1/2、半分は1億円の寄付の方を充てたいと、残りの半分については過疎債ということで、それは県の方に申請しております。許可を得ているというか、今内諾を受けているという状況でございます。

それから先ほど今後の維持管理についての経費でございますが、

これは来年度の予算からスタートしていくわけですが、そういう ものに対して残りの1億の今回充当する部分の残りの財政調整基金 の方に積んでいく、その基金を取り崩しながらそれに充てていき たいという考えでございます。

議長(阿部栄悦君) ほかに質疑ありませんか。

○ はい議長。

議長(阿部栄悦君) 11番柴田正高君。

11番(柴田正高君) 工事発注の前にこの法面の整形などは、事前に想定された部分 ではないかなという気がいたします。

それからモニュメントのところ、からみ煉瓦に縁石に替えなければならない理由、それから歩道もカラー舗装に変更しなければならない理由はなんなのか、そこらへん明確に説明お願いします。

議長(阿部栄悦君) 辻建設課長。

建設課長(辻正英君) 法面整形につきまして当初からこれは考えられるんじゃないかという第1点目のご質問ですけれども、これは当初ここの部分につきましては、草刈で済ませたいなというふうに考えたわけで、そして草刈をした結果におきまして、やはりここのところが結構デコボコなりまして、大変公園の風景としては相応しくないと感じられましたので、一応ここを法面整形していきたいというふうに

変更で考えていくこととしました。

それから、モニュメントのからみ煉瓦への変更は何故かということにつきましては、発盛OBの方々と話し合いしました。このモニュメントに関してですね、その中におきまして、やはり当初は縁石で淵をかたどっていくということで発注しておりましたけれども、その話し合いの中でですね、せっかく歴史的なモニュメントとしての位置づけとしては、やはり発盛精練所等でからみ煉瓦という物を製造していたと、やはりこれをただのコンクリート縁石じゃなくて、からみ煉瓦を使って更なる歴史的なモニュメントを出した方がいいんじゃないかということで、その後いろいろ現場の方とか、からみ煉瓦現在まだ製作しているのかということも

いろいろ調査したんですが、なかなかなくて、現地調達の方で、 賄えるんじゃないかなといういうふうに考えて変更しております。

それからカラー舗装につきましては、当初からこれはカラー舗装で設計しておりました。それでやはりカラー舗装というのは、独特な工法でありますので、素材によって色が全部変わります。そういうことで、1回試験塗りさせたわけです。当初は密粒度アスコンっていうか、密粒度のものを使ってカラーでやらせたわけなんですが、それですとどうしても荒さといいますか、カラーの色具合がうまくでないということで、じゃ別の方法ないかということで、細粒度使って試験塗りさせたんですが、細粒度アスコンの方が大変良い色具合といいますか、現地の方にマッチした色がでてきたということで、やはりモニュメントの真っ直ぐのメーン園路の形になりますので、これを密粒度から細粒度に切り替えていきたいということでの考え方であります。

議長(阿部栄悦君) ほかに質疑ありませんか。

○はい議長。

議長(阿部栄悦君) 11番柴田正高君。

11番(柴田正高君) 今、法面の整形についてはわかりましたけれども、法面整形した後の吹き付け等については考えておられるかどうか。

議長(阿部栄悦君) 辻建設課長。

建設課長(辻正英君) 法面の整形後におきましての葺きつけというご質問でありますが、本来であれば吹き付けすれば一番良いわけですが、結構良い面積で金もかかりますし、一応それから吹き付けていますとやはり西洋芝、グラスとかそういう西洋芝類の吹き付け種子にはなかなか無いと、あとその他の種子であればイタチ萩とか、だらっとたれるような萩類になりまして、ちょっとこの辺には合わないんじゃないかなということで、まず種子の吹き付けはやめて、自然に生えてくる草、それから今後の話し合いになると思いますが、自治会の方とも話し合いながら、法面とかステップのところに植

栽とかも合わせて考えられないのかなと、これは来年度以降のボ

ランティア的な形で考えられないのかなということも検討していきたいということから、今回の法面整形の方につきましては、種子の吹き付けはなくて、整形だけで留めるというふうにしたい思っております。

議長(阿部栄悦君) ほかに質疑ありませんか。

○ はい議長。

議長(阿部栄悦君) 3番石塚正一君。

3番(石塚正一君)

はい。ちょっと確かめたいんですが、難しいいろんな名前を変更しているんですが、密粒とか細粒とかになおしたとか、今説明がありましたが、こういうことにすることによって、いろんな面でいいことだとはわかるんですが、結局建設課の方から法面のこととか、こういうようなことした方が良いんでないかと提案していったのか、さっきのモニュメントのことは、発盛のOBの人と話し合いした結果、こういうものを使ってくれないかという要望あったからこうだと言うのはわかりましたが、この後、こまごましたのは建設課の方から、今工事してる状況を見ながら、そう判断していったのか、それとも設計屋の方からこうした方がいいということが出てきたのかということと、それから前の設計図の坪数、トイレと物置のことなんですが、今現在建ちましたが、設計通りの大きさであったのか、なんか物置は前より小さくなったようなってことも言われていますが、その辺お伺いします。

議長(阿部栄悦君) 辻建設課長。

建設課長(辻正英君)

変更の要因につきまして、町からなのか設計屋なのかということのご質問でありましたが、これは発注した段階で、先ほども説明しましたが、例えばカラー舗装とかの場合この試験塗りというのを、例えば通常のアスファルト舗装であれば、誰しもがこの素材であればこういうものっていうことはわかるわけなんですが、カラー舗装とかなりますと、やはり現場に搬入する前にこういうカラー舗装の出来合いになりますよということで、一回試験塗りしてもらいますので、その結果で良し悪しを判断していくと、こ

れはあくまでも事業主体である私方の方で見て、それでこっちの 方がいいでしょうということで判断した結果での変更という形に なります。

第2点目の方の、物置の面積の方が小さくなったんじゃないかということでありますが、これは当初の設計通りの面積であります。ですから小さくなったということはないと、ただ小さくなったと、例えば婦人会の方かな話してるのは、それは今まで自分方の専用のプレハブを持ってそれを利用して資源ごみの置き場にしてあったので、そのプレハブの面積からは若干小さめになったということだと思います。ですからこれは当初自治会の方を通しながら婦人会さんの方ともいろいろ協議しております。その中において、こういう面積になりますよっていうことで話して了解を得て発注しておりますので、その後の面積増減はないということであります。

議長(阿部栄悦君) ほかに質疑ありませんか。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

議長(阿部栄悦君) 休憩いたします。

午前10時48分休憩

......

午前10時52分 再 開

議長(阿部栄悦君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(阿部栄悦君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。これより討論を 行います。討論ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(阿部栄悦君) 14番見上政子さん。

14番(見上政子さん) はい。14番。反対討論をいたします。

先回の説明の中でもたしか、維持費が毎年2・3千万円はかか るっていうふうなあ課長の方から言われたと思います。今、先ほ ど言われましたけれども、町の方と共同で維持をやるという話で したが、これが私にははっきり見えてきません。

それと建設ラッシュが続いております。これは町民にとっては 不安の材料になりますし、財政逼迫の折、できるだけ節約の計画 を立てていかなければいけないと思いますので、こういう点につ いて反対いたします。

議長 (阿部栄悦君)

ほかに討論ありませんか。

議長 (阿部栄悦君)

2番大山義昭君。

2番(大山義昭君)

はい。ただ今、共同作業をしていくというふうなことで、当初自 治会ともお話をされてきたところ、中浜自治会ではせっかくこうい う施設、もともとこの中央公園とうのは、本来ここにあるべきもの が、行政ゾーンがここへ移転、変わるということから、中央公園の あり方がかなり前に前町長の時から問われてきたところ、その財源 にも前町長大変悩んだかとは思いますが、住友さんとの関係の中で、 1億円という貴重な財源をいただきながら、目的達成に向けて今中 央公園工事が進んでいるところ、これは前々から私の理解をしてい るところであります。

それから、その維持管理についてですが、中浜自治会の方々は、 決して全て行政へ何でもお願いするという立場ではございません。 自分たちでできる地域のことは、自分達でできることはやりましょ うという、こういう考え方です。ただ、この面積全て中浜自治会で 負うには大変な至難の業でございます。そこら辺については1月中 に課長の方、町の方とお話があるというふうな事ですので、これか らは何でも町じゃなくて、地域でできることは協力する、このボラ ンティア精神は、大変大事な事もあるかと思いますので、それから この財源はきちっと裏づけされておったと、私は一日も早く完成さ れることを望んでおりますので、賛成をいたします。

議長 (阿部栄悦君)

ほかに討論ありませんか。

議長 (阿部栄悦君)

討論がないようですので,討論を終わります。

これから議案第105号を採決します。この採決は起立で行います。

	本系に貧成の方は、起 <u>い</u> 願います。
	起立多数。
	したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。
議長(阿部栄悦君)	これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。
	これをもって、平成19年第6回八峰町議会臨時会を閉会します。
	ご協力ありがとうございました。
	午前10時56分 閉 会
	上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するため、ここに署名する。
	八峰町議会議長
	_ 同 署名議員 10番
	_ 同 署名議員 11番

同 署名議員 12番